



2012年(平成24年)3月



# ~人権を尊重し合い、安心して心豊かに 生活できるまちの実現に向けて~



21世紀は「人権の世紀」とも言われておりますが、地球上では多くの人々が、人種・民族・宗教等の対立に起因する地域紛争やテロ・迫害により尊い人命が奪われ、人権が侵害される状況が多発しています。

私たちの身近な暮らしの中にも、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者等に対する偏見や差別が、今なお数多く存在しています。

また社会経済情勢の変化を背景とする新たな人権 問題も生じており、極めて重要な課題となっていま す。

そこで本町では、今後の人権教育及び人権啓発に ついての取り組みを、より効果的にまた実効性のあ るものにするため、問題点や社会情勢の変化を踏ま え、新たに「築上町人権教育・啓発基本指針」を策 定いたしました。

今後は、この基本指針に基づき人権を尊重しあい、 安心で心豊かに生活できるまちの実現に向け、町民 の皆様とともに取り組みを推進してまいりたいと考 えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上 げます。

終わりに、この基本指針の策定にあたりまして、 貴重なご意見やご提案を頂き、長期にわたりご審議 して頂きました「同和問題早期解決と人権擁護に関 する委員会」の委員の皆様に、厚くお礼を申し上げ ます。

平成24年3月

築上町長 新 川 久 三

# 目 次

第   草 はじめに	I
1 基本指針策定の趣旨	1
2 基本指針の性格	1
3 人権教育・啓発推進の視点	2
4 計画の推進体制等	3
第2章 人権を取り巻く状況	4
1 国際的な潮流	4
2 国・県における取り組み	4
3 本町における取り組み	5
第3章 人権教育・啓発の推進	6
1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進	6
(1) 就学前	6
(2) 学校	7
(3) 地域社会	9
(4) 家庭	10
(5)企業・職場	11
2 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進	12
(1) 町職員	12
(2)教職員・社会教育関係者	12
(3)保健福祉関係者	14
(4) マスメディア関係者	14

第4章	人権問題のこれまでの取り組み・現状と課題・施策の方向 …	15
1	同和問題	15
2	女性に関する問題	17
3	子どもに関する問題	19
4	高齢者に関する問題	21
5	障害者に関する問題	23
6	外国人に関する問題	25
7	HIV感染者・ハンセン病患者等に関する問題	27
8	さまざまな人権問題	29
第5章	計画の推進	31
1	指導者の養成	31
2	人権教育・啓発資料等の整備	31
3	効果的な手法による人権教育・啓発の実施	31
4	隣保館事業の充実	32
5	町職員や各種団体等の研修の充実	32
6	福岡県、近隣市町村、関係団体等との連携	32
7	基本指針の見直し	32
	資  料	
資料1	世界人権宣言	33
資料2	日本国憲法(抄)	37
資料3	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	40
資料4	築上町同和問題の早期解決と人権擁護に関する条例	42
資料5	築上町同和問題の早期解決と人権擁護に関する規則	43
資料6	築上町人権教育・啓発指針策定経過	45
資料7	築上町同和問題早期解決と人権擁護に関する委員会名簿	46

# 第1章 はじめに

### 第1章 はじめに

## 1 基本指針策定の趣旨

本町では、日本国憲法で保障されている基本 的人権を尊重し、豊かな人権感覚を身に付ける ことを通して、共生社会の実現と人権文化の構 築に向けた人権施策の総合的推進を図ってきま した。

しかしながら、依然として、学校、地域、家 庭、職域など社会生活の様々な局面において、 同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障 害者等に対する偏見や差別が存在しています。

さらに、高齢化、国際化、高度情報化などを 背景として新たな人権問題が発生しており、人 権意識の高揚は、豊かな町民生活を実現するた めの極めて重要な課題であり、限られた財源の 中で、住民のニーズや地域の実情に合った独自 の施策を展開していくことが必要とされていま す。

そこで、2000年(平成12年)に公布・施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき、地方公共団体の責務として、本町の実情に即した人権教育・啓発に関する施策を推進するために築上町人権教育・啓発基本指針(以下「基本指針」という。)を策定するものです。

## 2 基本指針の性格

本基本指針は、次の性格を有するものです。

- ① 国の「人権教育・啓発に関する基本計画」 及び県の「人権教育のための国連10年福岡 県行動計画」「福岡県人権教育・啓発基本指 針」の趣旨を踏まえ、人権教育・啓発を総合 的かつ計画的に推進するために策定するもの であること。
- ② 本町における人権が尊重される社会の実現 を目指すための人権教育・啓発の在り方を示 すものであること。
- ③ 築上町誕生前の椎田町、築城町が、それぞれ1998年(平成10年)、2001年(平成13年)に実施した「人権問題に関する意識調査」(以下「意識調査」という。)等を参考にして、より明らかとなっている本町の実態に基づき、学校、地域、家庭、職域その他様々な場を通して、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう、中長期的な展望の下に策定するものであること。
- ④ 1965年(昭和40年)の「同和対策審議会」の答申を受けて、1969年(昭和44年)に「同和対策事業特別措置法」が施行されて以来、同和問題についての正しい理解と認識を深めるために進めてきた同和教育・啓発の成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、様々な人権問題の解決を図るための人権教育・啓発として創造的・発展的に再構築するものであること。
- ⑤ 人権が尊重される町づくりの大きな力は町 民であるとの理念の下に、本町における人権 教育・啓発の基本的な方針を示すものであり、 行政機関、企業、民間団体等がそれぞれの役 割を踏まえた上で、連携・協働し、実効ある 人権教育・啓発を推進するものであること。

## 3 人権教育・啓発推進の視点

この計画における人権教育・啓発は、人権意 識の高揚を図るために実施してきたこれまでの 人権教育や啓発活動の取り組みの成果も踏まえ、 次の点に留意して推進します。

## ① 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

人権とは何よりも、自己実現と幸福追求のための権利といわれています。すべての人のために、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害などの不当な差別により人権侵害されないよう、一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合い、自己決定や自己実現する権利を尊重し、いきいきと生活できる共生社会の実現を目指す取り組みを推進します。

また、今日の社会においては、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことができなければ、人権の尊重もあり得ないことから、そうした広がりを持った視点から人権をとらえることができるよう取り組みを推進します。

### ② 一人ひとりを大切にした人権教育・啓発

人権が尊重される社会とは、自分の人権と同様に他人の人権も尊重される社会、すなわち、「人権の共存」が達成される社会です。

このような社会を実現するために、生命の尊さ・大切さや、自分がかけがえのない存在であると同時に、他人もかけがえのない存在であることを実感できる取り組みなど、一人ひとりを大切にした取り組みを推進します。

#### ③ 生涯学習としての人権教育・啓発

「人権教育・啓発推進法」が規定する基本理念(第3条)には、「人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通して、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、(中略)を旨として行わなければならない。」と記されています。

このように、人権教育・啓発とは、人の生涯 にわたる学習活動であり、また、その学習活動 を支援するための学習環境や学習機会等を整え ていくことでもあります。住民が生涯のあらゆ る機会を通して人権について学習することがで きるよう取り組みを推進します。

#### ④ 身近な問題から考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が住民一人ひとりの生活と深くかかわり、自分自身の課題としてとらえるべき問題であるという認識を深めることが必要です。

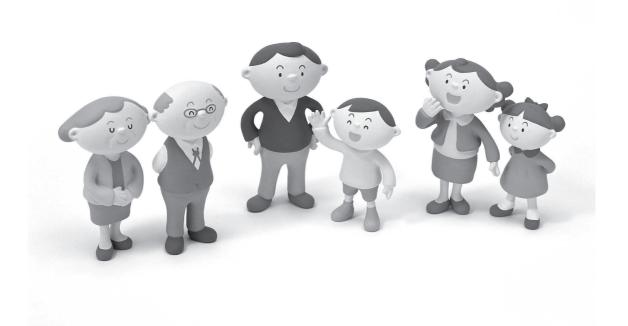
このため、例えば私たちが日常生活の中で、 当然のこととして受け入れてきた日本特有の風 習や世間体などの身近な問題についても、人権 尊重の視点からとらえ直すとともに、地域、職 場等での身近な人権問題の解決に向けて実践で きる態度や技能を身に付けることができるよう 取り組みを推進します。

# 第1章 はじめに

## 4 計画の推進体制等

- ① 「築上町同和問題早期解決と人権擁護に関する委員会」を中心に、関係団体が緊密な連携を図りながら総合的に、この計画を推進します。
- ② この計画を実現するためには、住民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であることから、この計画の趣旨が広く住民に浸透するよう、様々な機会をとらえ、積極的に周知を図るとともに、人権教育・啓発に係る施策等についての住民意識の把握に努めます。
- ③ この計画の趣旨を諸施策に反映させるとと もに、国や福岡県の取り組み状況を見極め、 計画の実施から5年を経過した時点で、計画 を再点検し、必要に応じて計画の見直しを行 います。

- ④ 広域的な啓発推進の見地から、福岡県や近隣市町と連携を図って同和問題啓発強調月間 (7月)や人権週間 (12月4日~10日)等において効果的な啓発活動が実施できるよう努めます。
  - また、関係団体、企業、民間団体等におけるそれぞれの立場や実情等に応じた自主的、 積極的な取り組みを展開し、行政と各実施主体とが対等なパートナーとして協働する関係 の構築を目指します。
- ⑤ この計画の趣旨を踏まえ、本町の諸施策の 推進にあたっては、常に人権尊重の視点に配 慮することとします。



## 第2章 人権を取り巻く状況

## 1 国際的な潮流

20世紀の二度にわたる世界大戦は、人類に 多大な被害と影響を与えました。

この反省から、1948年(昭和23年)の国連総会において「世界人権宣言」が採択され、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と全世界に表明しました。この意義は大きく、その後、宣言の理念は、多くの条約や宣言に採択され具体化が進められてきました。

しかしながら、東西冷戦構造崩壊後の今日も、 人種、民族、宗教等の対立に起因する地域紛争、 また、テロや迫害により尊い人命が奪われ、人 権が侵害される情況が続いていることから、 1993年(平成5年)ウィーンにおいて開催された 「世界人権会議」では人権教育の重要性が強調 されました。国連総会はこうした経過を踏まえ、 1995年(平成7年)から10年間を「人権教育のた めの国連10年」とすることを決議し、具体的 なプログラムとしての行動計画を示しました。

## 2 国・県における取り組み

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、国際人権規約をはじめとする人権関係条約を批准・加入し、人権が尊重される社会の形成に向けた取り組みを進めてきました。1995年(平成7年)には、「人権教育のための国連10年」が決議されたことを受けて、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1997年(平成9年)「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定しました。

また、地域改善対策協議会は、1996年(平成8年)に行った意見具申において、我が国固有の人権問題である同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、教育、就労、産業等の面でなお存在している格差の是正等のほか、「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」と「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」であるとしました。

1999年(平成11年)人権擁護推進審議会は、「人権教育・啓発の基本的な在り方について」の答申を法務大臣、文部大臣(現文部科学大臣)及び総務庁長官(現総務大臣)に対して行い、2000年(平成12年)には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。同法には、国及び地方公共団体は人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務とともに、これを総合的かつ計画的に推進するために、国は基本的な計画を策定することが規定され、2002年(平成14年)には同法に基づく国の基本計画が示されました。

# 第2章 人権を取り巻く状況

福岡県でも、1997年(平成9年)行政運営を総 合的、計画的に実施し、県民一人ひとりの人権 意識を高揚するため「ふくおか新世紀計画」を 策定しました。「ふくおか新世紀計画」が示し た人権が尊重される社会の確立に向けた取り組 みは、1993年(平成5年)「福岡県高齢化社会行 動計画」をはじめとして、1995年(平成7年) 「福岡県障害者福祉長期計画」、1997年(平成 9年)「福岡県児童育成計画」、2002年(平成14 年)「福岡県男女共同参画計画」などの個別計 画を通して具現化するものであり、この核とな るのが「人権教育のための国連10年福岡県行 動計画」です。この県行動計画は、1997年(平 成9年)に国内行動計画が策定されたことを踏ま え、本県の実情に合った人権教育・啓発を推進 するために、知事を本部長とする「福岡県人権 教育のための国連10年推進本部」を設置の上、 1998年(平成10年)に策定したものです。

現在、この県行動計画の理念である人権という普遍的な文化を築くために、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、学校、地域、家庭、職域などあらゆる場を通した人権教育・啓発の取り組みを進めています。

また、公務員、教職員、警察職員、福祉関係 者など、特に人権への配慮が必要とされる職業 に従事する者はもちろんのこと、社会のあらゆ る階層の人々を対象にした人権教育・啓発を推 進しています。

## 3 本町における取り組み

本町は椎田町と築城町が合併し2006年(平成 18年)に誕生しました。

合併前の二町では、それぞれ同和問題の速やかな解決に向けて、同和対策事業特別措置法が1969年(昭和44年)に施行されて以来、町政の重要な施策の柱に位置づけ、人権・同和教育の推進と同和地区の生活環境改善をはじめとする諸施策を進めてきました。

また、合併前のそれぞれの町で1998年(平成10年)、2001年(平成13年)に「人権問題に関する意識調査」をまとめ、人権問題に関する町民の意識や傾向を把握し、これまで行ってきた啓発活動、同和教育の成果や課題、問題点を明らかにし、以後の行政、特に人権教育、啓発活動に生かしてきました。

合併後の2007年(平成19年)には、「築上町は子どもの生命を護ります」をタイトルにした総合計画を策定しました。特に、人権の尊重・男女共同参画に関しては人権啓発指針や男女共同参画推進計画の策定の必要性を掲げています。

今後、人権教育・啓発を推進するにあたっては、築上町総合計画を踏まえたこの基本指針をもとに、多年にわたって蓄積してきた人権・同和教育における経験や成果を踏まえつつ、国や県の基本計画と連携を図り、総合的かつ積極的に取り組むことが重要です。

本町においては、前章で掲げた同和問題など 様々な人権問題について常に配慮するとともに、 人権意識の高揚を図るために実施してきた教育 や啓発活動の中で積み上げられてきた成果も踏 まえ、人々が主体的な取り組みの中から、

- ① 人権を自分自身にかかわる具体的権利として理解することができる、
- ② 自分の人権を主張する上で、他人の人権に も十分配慮する必要があるという認識を深め ることができる、

人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを 超えて将来の世代も含めた人類すべてという 広がりの中で、人権をとらえることができる、 こととなるよう、積極的かつ継続的に人権教 育・啓発の推進を図ります。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下の平等」、「個人の尊厳」といった 人権の普遍的な視点からのアプローチと、具 体的な人権問題に即した個別的な視点からの アプローチとがあることから、この両者を組 み合わせ、親しみやすいテーマや分かりやす い表現を用いるなど創意工夫をこらして、地 域に即した事業展開を図ります。

なお、人権教育・啓発は、人々の心の在り 方に密接にかかわる問題でもあることから、 その自主性を尊重し、その内容はもちろん、 実施の方法についても、人々の幅広い理解と 共感を得られるものとなるよう努めます。

# あらゆる場における人権教育・啓発 の推進

## (1) 就学前

#### (取り組みの現状)

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を 培う大切な時期であることから、保育指針、幼 稚園教育要領に基づき、家庭や地域社会と連携 して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間 性を持った子どもの育成に努めています。

保育園(所)・幼稚園においては、遊びを中心 とした生活を通して他の乳幼児や友達とのかか わり、他人の存在に気付き相手を尊重する気持 ちや思いやりを持って行動できるようにするな ど、人権尊重の精神の芽生えを育む保育・教育 活動を推進しています。

また、すべての職員が、自ら豊かな人権意識を持ち実践することが必要であることから、人権問題についての知識・理解を深めるなど、研修を通して資質の向上を図っています。

#### (課 題)

保育園(所)・幼稚園においては、家庭や地域 社会と連携して、健全な心身の発達を図り、他 の乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にする 心を育むなど、豊かな人間性を持った子どもの 育成が必要です。

## (施策の方向)

#### ○ 就学前における教育の推進

乳幼児期に人権尊重の精神の芽生えを育むことが重要であることを踏まえ、各々の幼児の家庭・地域環境、生活条件等の状況やその背景を十分に把握し、調和のとれた全人的発達の基礎を築くことができるよう支援します。



# (2) 学 校

#### (取り組みの現状)

学校においては、人権・同和教育の中で培ってきた成果や手法への評価を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じながら、教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にした人権教育の充実を図っています。また、家庭・地域社会との連携や学校の連携を深め、人権教育の推進を図っています。

小・中学校においては、教育活動全体に人権 教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確 に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充 実や進路保障に努めています。

また、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する心を育むとともに、 基本的人権や同和問題など様々な人権問題についての正しい理解や認識の基礎を培う取り組みを推進しています。

さらに、あらゆる人権問題の解決に向けた態度・技能・能力の育成に向けて、多くの学習機会を提供し、参加型学習を用いる等、学習形態の工夫を図ったり、人権教育資料・人権教育指導事例集などの有効な活用を図ったりすることにより、教職員に対する研修にも視点を当てながら、人権教育を推進しています。

#### (課題)

児童生徒が、同和問題など様々な人権問題を 自分自身の課題としてとらえ、解決に向けて実 践していく態度の育成に課題がみられます。

さらに、学習したことが知的理解にとどまり、 人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法 の問題や、教職員に人権尊重の理念について十 分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問 題も指摘されています。

#### (施策の方向)

## ○ 学校における教育の推進

学校教育においては、国・県・町がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携しあいながら、児童生徒が発達段階に応じ、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通して、人権尊重の精神の涵養(自然に水がしみこむように、徐々に深め育むこと)が図られるようにしていく必要があります。学校においては、国の「新学習指導要領」や各学校の「教育指導計画書」等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」を育んでいきます。

こうした基本的な認識に立ち、福岡県との連携の下にあらゆる教育活動を通して以下の点に 留意して人権教育を展開していきます。

- ① 人権教育は、共生社会の実現や自己を尊重 し他者を尊重する心を育むことなどを視点と し、一人ひとりを大切にした教育が推進され るよう、学習内容や指導方法の一層の改善に 努めます。
- ② 人権教育の指導方法の改善を図るため、学校において人権教育の研究を深めるとともに、効果的な教育実践や学習教材等の収集に努めます。
- ③ 子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくために、各学校が人権に配慮した教育活動等に努めるなど、子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりに努めます。
- ④ 家庭や地域社会などとの連携を深め、更に協力も得ながら、社会性や豊かな人間性を育むため多様な体験活動の機会の充実に努めます。
- ⑤ 人権教育にかかわる教職員研修を日常的・ 系統的に推進し、認識の深化と指導力の向上 に努めます。

## (3) 地域社会

#### (取り組みの現状)

地域社会は、様々な人々とのふれあいを通して、人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場です。

本町では、生涯の各時期に応じて、各人の自 発的意思に基づき、人権に関する学習ができる よう、学習教材の整備や学習機会の提供に努め ています。

また、あらゆる人々が住み慣れた地域で健やかに安心して生活できるよう様々な施策を推進しています。

#### (課 題)

地域社会には、同和問題など様々な人権問題 が存在しています。また、人権教育・啓発が十 分に届いていない人々が存在するという問題も 指摘されています。従って地域の実情に応じた 情報提供や学習機会の提供を支援するとともに、 住民のニーズにあったテーマ設定による人権教 育・啓発を推進することが必要です。

さらに、都市化の進行等により、地域社会の一員としての意識が希薄になっていることから、青少年をはじめとするあらゆる人々との交流によるボランティア活動や自然体験活動などの多様な体験活動を人権尊重の心を培う機会として一層充実させるなど、地域社会が持つ役割の重要性の再認識や住民自らの自主的な取り組みを促すことも重要です。

社会教育関係指導者の資質向上に関しては、 参加型学習が、学習者の実態に即した目標や方 向性、内容等の吟味が不十分であるため、体験 に終始しがちであるなどの課題も指摘されてい ます。

#### (施策の方向)

住民が身近な地域において、様々な人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会づくりを推進するため、生涯学習の振興のための各種施策等を通して、人権に関する学習の一層の充実を図っていきます。

そのため、以下の点に留意して人権教育を展 開していきます。

① 同和問題など様々な人権問題についての理解と認識を深めるため、人権センター等を拠点とし、人権に関する多様な学習機会を提供します。

そのため、研修の内容・方法について創意 工夫を図り、地域社会において人権教育を推 進していくことができるよう、専門性を備え た指導者の養成に努めます。

- ② 学習者のニーズを踏まえながら、学習意欲 を高めるような参加型学習のプログラムを取 り入れるなど学習内容や方法の工夫・改善を 図ります。
- ③ 学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や豊かな人間性を育むため、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会の充実を図ります。
- ④ 住民に人権意識を高揚させるために、自治会組織内の人権啓発の推進体制づくりに努めます。

## (4)家庭

#### (取り組みの現状)

家庭は、子どもが豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の 基礎を育む上で重要な役割を担う場です。

日常生活における人権感覚を養うため、家庭 教育に関する啓発資料の提供や、学習機会の提 供、学習活動の促進を図りながら家庭教育を支 援しています。

また、児童虐待をはじめとする家庭内における暴力等を未然に防ぐとともに、家庭の養育機能の再生強化を目指し、地域における家庭支援体制の拡充を図るため、民生委員・児童委員などによる相談・問題発見や関係機関によるネットワークの推進に努めています。

#### (課題)

少子化や都市化・核家族化が進む中で、親の 過保護・過干渉や育児放棄、あるいは育児不安、 しつけに対する自信の喪失など家庭の教育機能 の低下の問題が指摘されており、そのことが子 どもの主体性や自主性を育てる上で大きな妨げ になっています。

また、家庭においては、地域や学校等様々な場を通して学習したことが、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を育むことが求められています。

さらに、家庭内における暴力や虐待といった 人権侵害も発生するなど深刻な問題も増加して います。

#### (施策の方向)

すべての教育の出発点である家庭教育の充実 を図るため、親子ともに人権感覚が身に付き、 様々な場を通して学んだ成果が育まれるような 家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供 に努めます。

また、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談事業や相談体制の充実に努めます。

さらに、家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐために、学校などの 他機関や地域との連携をより一層強め、相談活動機能の充実に努めます。



## (5)企業・職場

#### (取り組みの現状)

企業(企業により構成される団体を含む。)・職場は、その企業活動・営業活動等を通し、地域社会に深くかかわるとともに地域の雇用の場を確保する等、地域や社会の構成員として人権の尊重される社会の実現に向け、重大な責任を担っている訳ですが、本町においては企業も少なくかつ小規模であり、企業の自主性に任せているといった形になっています。

#### (課題)

各企業においては、経済のグローバル化や高度情報化、地球環境保護など、社会経済情勢の急激な変化の中で、その社会的責任を自覚し、企業倫理を確立することの重要性が高まっており、その実現に当たって大きな役割を果たす人材の育成が必要となっています。

これらの各企業においては、それぞれの立場で多様な形の人権教育・啓発が推進されていますが、今後とも、人権が尊重される明るい企業づくりを推進するとともに、就職の機会均等を確保するため企業・職場内における人権意識のさらなる高揚を図るための取り組みが必要です。

特に、そこに働く勤労者が人権を学習するためには、企業・職場の理解と協力が不可欠であり、厳しい経営環境の中ではありますが、雇用・労働条件や労働安全衛生などが低下することのないよう配慮することが重要となっており、

企業や各職場内における学習しやすい環境や条件づくりの促進が期待されます。また、企業活動の実施に伴い、取り扱う個人情報の適正な収集、利用、管理が求められています。

#### (施策の方向)

企業は地域社会の構成員でもあり、働きやすい職場づくり・人権を尊重しあえる職場づくりに取り組むことによって、社会から信頼され、企業の発展につながるといった認識を企業・職場内に定着させることが必要です。企業が、こうした認識に立って、人権尊重意識の高い職場づくりの形成と雇用・労働条件や労働安全衛生などの就労環境の整備、個人情報の適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取り組みが推進されるよう、啓発に努めます。

また研修の実施に際しては、研修教材、講師の紹介等、積極的にかかわり、更に企業内での人権啓発推進員の設置についても努めます。

また、採用時や職場内での人権侵害を防止できるよう、企業内人権啓発推進員の設置を促すとともに、その資質の向上に努めることができるよう、企業・職場における自主的な人権意識の高揚に向けた取り組みに対し、情報提供などの支援に努めます。

経済のグローバル化・・・国家間の資本移動の自由化のことをいう。

# 2 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

この計画の取り組みを推進するためには、あらゆる人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。

とりわけ、この計画においては、町職員・教職員・社会教育関係者、保健福祉関係者等、人権に特に関係する職業従事者が人権に配慮して業務を遂行できるよう、様々な研修を通して人権教育・啓発を重点的にしていくことが不可欠であり、人権の配慮が現れるような実践力を身につけるように努めます。

### (1) 町職員

#### (取り組みの現状)

町職員に対しては、人権尊重の理念や同和問題など様々な人権問題の本質について十分に理解するとともに、その現状と課題について認識し、問題解決に積極的に取り組む姿勢を確立することを目標に職員研修を行っています。

#### (課 題)

人権が尊重される社会の実現に向けて、町職員には、一人ひとりが人権感覚を身に付け、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められており、人権に関する様々な課題をより広く、より深く認識し、その解決に向けて取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を図ることが必要です。

#### (施策の方向)

町職員に対しては、職務内容に応じた人権研修を一層推進すると同時に、より高い人権意識の醸成を目指すため、講義・講演方式に加え、自主的な参加意識を促す討議方式等の研修を行います。各種の研修教材の整備及び情報の提供を行い、職場研修や自己啓発における積極的な活用を図ります。また、活発で効果的な職場研修の一層の推進を図るとともに、公務員として、地域社会においても同和問題など様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

また、人権尊重の視点に配慮した施策を推進できるよう、職員一人ひとりが担当する業務について、点検することができる指標づくりに取り組みます。

#### (2)教職員・社会教育関係者

#### (取り組みの現状)

学校における人権教育の推進に当たっては、 学校教育の担い手である教職員が子どもの人権 意識の高揚を図る上で、重要な役割を果たしま す。そのため、教職員自らが豊かな人権意識を 持つことや人権教育に関する知識・技能・態度 を向上させることが不可欠です。

こうしたことから、教職員に対しては、各学校の実態に応じた日常的な研修を基本としながら、人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図っています。また、教育関係機関への派遣研修等により、人権教育推進の中核となる人材を養成しています。

社会教育においては、社会教育関係者が、地域社会における人権教育に関する学習活動を積極的に推進していく役割を担っています。

そのため、様々な形での指導者研修会を通して、地域社会において人権教育を先頭に立って 推進していく指導者としての養成・資質の向上 を図っています。

#### (課題)

子どもたちに豊かな人権感覚を育むためには、 教職員が重要な役割を担っています。しかし、 教職員に人権尊重の理念について十分な認識が 必ずしも行き渡っていないなどの問題が指摘されています。

また、社会教育では、地域住民に個々の人権 課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判 断して行動する心構えや習慣が十分に身に付い ているとは言えないことなどが指摘されており、 地域社会において人権教育を指導、助言する立 場にある社会教育関係者の人権教育に関する認 識の深化と指導力の向上を図ることが必要です。

#### (施策の方向)

教職員については、各学校における日常的な 研修を基本としながら、教職員自らが豊かな人 権意識を持ち実践すること、同和問題など様々 な人権問題についての理解と認識を深めること、 人権教育に関する知識・技能・態度を向上させ ることなど、実践力や指導力の向上を図ります。 併せて、子どもの人権に関する問題にも対応で きるよう教育相談に関する研修の充実にも努め ます。

また、研修等を通して教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を養成していきます。その際、教職員自身が様々な体験を通して視野を広げるような機会の充実を図っていきます。

なお、社会教育関係者に対しては、地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに、専門性を備えた指導者としての養成と資質向上を図るための研修の充実に努めます。



# (3) 保健福祉関係者

#### (取り組みの現状)

住民の最も身近な相談相手であり、子ども、 高齢者、障害者等と接する機会の多い人権擁護 委員、民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、 保健師等の保健福祉関係職員に対して、人権意 識の高揚に向けた研修を行っています。

#### (課題)

保健福祉関係者の日常業務は、「人」から「人」にサービスを提供することが基本であることから、常にプライバシーをはじめ、人権に対する深い理解と認識とともに、人権に配慮した対応が求められており、引き続き人権研修に取り組んでいく必要があります。

#### (施策の方向)

保健福祉関係者に対する人権研修の充実を支援します。

# (4) マスメディア関係者

#### (取り組みの現状)

マスメディアは住民生活と密接にかかわることから、住民の人権尊重の意識を形成する上で大きな影響力を持っています。

#### (課題)

マスメディアは人権教育・啓発の推進を図る 上で極めて有効な手段であり、関係者の積極的 な取り組みが必要です。また、一方では、誤っ て報道等された場合など、その権利侵害は非常 に大きなものとなり、報道や取材活動等に当 たっては、人権に常に配慮することが必要です。

#### (施策の方向)

マスメディア関係者に対し、その活動を通して積極的に住民に対して人権尊重の働きかけを 行うよう要請に努めると共に、常に人権に配慮した報道が行われるよう促します。



マスメディア…新聞、ラジオ、テレビ、雑誌、映画など最高度の機械技術手段を駆使して、不特定多数の人々に対して、情報を大量生産し、大量伝達する機構及びその伝達システム。

# 第4章 人権問題のこれまでの取り組み・現状と課題・施策の方向

## 1 同和問題

#### (これまでの取り組み)

1965年(昭和40年)の「同和対策審議会答申」は、同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題であるという認識を示し、特に同和地区住民に就職と教育の機会均等を保障することを求めています。

2006年(平成18年)に新しく誕生した築上町では、合併前の椎田町、築城町とも、この答申の精神を踏まえ、同和問題の解決を行政施策の最重要課題として、1969年(昭和44年)の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、国や福岡県とも連携しながら、同和問題の解決を町の重要施策と位置づけ、事業を積極的に推進してきました。

また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」および「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」を踏まえて、基本的人権の尊重の精神を育む取り組みを就学前教育から小・中学校教育を通して、さまざまな教育活動の中に位置づけて推進してきました。また「豊前・築上地区進路保障推進協議会」とも連携し、小中高の連絡を密にして教育の充実を図るとともに、進学や就職に関して差別のない適正な選考を要望しています。

こうした同和問題にかかわる心理的差別、実態的差別の解消をめざした総合的な施策が展開された結果、生活環境の改善をはじめとする物

的な基盤整備により、様々な面で存在していた 格差が大きく改善されるなど、特別法による対 策は、概ねその目的を達成できる状況になった ことから、2002年(平成14年)をもって終了し、 産業、就労、教育等の残された課題については、 現行制度を的確に運用することにより対応する こととなりました。

#### (現状と課題)

同和地区出身者に対する差別意識や偏見については、意識調査などからは、多様な意識レベルが存在しているものの全体としては解消へ向けて進んでいます。しかしながら、結婚にかかわる問題を中心に根強く存在していることがうかがえ、こうした意識面での課題が、同和地区出身者に対する結婚差別や身元調査、インターネット等を利用した悪質な差別的情報の流布により、同和地区や地区出身者に対する差別を助長する行為が見られます。

就労面においては、先行き不透明な景気動向 や過去最悪の失業率など、全国的に非常に厳し い雇用情勢の影響を受けている状況にあります。

教育の分野においては、豊かな人権意識を育み、教育の機会均等を実質的に保障する観点から、生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かい 指導と地域や家庭と連携した取り組みが求められています。

さらに、同和問題の解決に向けては、同和地 区内外の交流を通して、住民相互の理解と信頼 を深め豊かな関係を築いていく取り組みの促進 が重要になっています。

#### (施策の方向)

同和問題の解決へ向けた今後の取り組みについては、

- ① 同和問題は解決に向けて進んでいるものの、 依然として我が国における重要な課題である と言わざるを得ないこと。
- ② 同和問題など様々な人権問題を解決するよう努力することは、我が国の国際的な責務であること。
- ③ 同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題であること。
- ④ 同和問題は過去の課題ではなく、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題であること。という基本認識の下、人権問題の重要な柱として、早期の解決を目指して、産業、就労、教育等の残された課題の解決に向けて、これまで展開してきた取り組みの成果等を踏まえ、取り組みを推進します。

同和問題は、町行政施策全般にかかわる問題です。町行政すべての課・係をあげて創意工夫した啓発活動を推進します。そのためには、同和問題解決のために第一線の機関としてこれまで重要な役割を担ってきた人権センターを、今後も周辺地域を含めた地域社会の中で、福祉の向上や人権教育・啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして幅広く活用することが重要であり、福岡県や関係団体とも十分連携を図りながら、生活上の各種相談事業等を通して地域のニーズを的確に把握した上で、必要な施策を適切に実施するなど課題解決に向けた取り組みを推進します。

また、差別意識や偏見を解消するため、人権 尊重の視点から効果的な教育・啓発活動を積極 的に推進するとともに、人権センターを活用し た交流を促進し、住民間の相互理解を深めなが ら、人権が真に尊重される地域づくりやそれを 担う人づくりを進めることが重要なことから、 一層創意工夫した取り組みを推進します。

- 町民に対する啓発活動の充実強化を推進
- 地域における啓発研修の推進
- 企業における啓発の推進
- 学校・地域での同和教育の推進
- えせ同和行為の排除

## 2 女性に関する問題

#### (これまでの取り組み)

女性の人権問題については、1975年(昭和50年)の「国際婦人年」を契機に、女性問題に対する社会一般の認識が深まり、これ以降、「国内行動計画」の策定(1977年(昭和52年))や「女性差別撤廃条約」の批准(1985年(昭和60年))、「男女雇用機会均等法」の施行(1986年(昭和61年))など各種法律や制度の整備が図られてきました。

また、1995年(平成7年)の第4回世界女性会議において策定された「北京宣言」で、「女性の権利は人権である」と明文化され、それらを背景に、1999年(平成11年)には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

こうしたことにより、男女の人権が尊重され、 その個性と能力を十分に発揮することのできる 男女共同参画社会の実現が「わが国の最重要課 題」であると位置付けられたところです。

さらに、女性に対する暴力などの急増から、2000年(平成12年)に「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー防止法)」、2001年(平成13年)に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が制定されてきました。

福岡県においても2001年(平成13年)に「福岡県男女共同参画推進条例」が制定され、翌年に、「福岡県男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画の推進の基本理念を定め、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の一層の充実に努めています。

本町では、男女共同参画社会の実現を目指して、2009年(平成21年)に「築上町男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画事業のスタートを切りました。

#### (現状と課題)

女性の人権問題の現状は、依然として性に起 因する暴力や性別による固定的な役割分担等を 背景とした差別的取扱い、雇用における男女の 均等な機会と待遇の確保などの課題が残されて おり、社会の様々な分野における女性の参画や 能力発揮は十分とは言えない状況にあります。

また、2003年(平成15年)の内閣府の調査によると、約5人に1人(19.1%)の女性が「配偶者や恋人から暴力的行為を受けたことがある」と回答しており、深刻な暴力被害の実態が明らかになっています。

- DV(ドメスティック・バイオレンス)・・・福岡県男女共同参画推進条例では、夫婦間及び恋愛 関係にある男女間その他の密接な関係にある男女間で行われる暴力的行為(暴力その他心 身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)と定義している。
- セクシュアル・ハラスメント・・・相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を 与えること。

福岡県男女共同参画推進課の調査では、DV 相談件数は、2004年度(平成16年)に3,792 件あったものが、2008年度(平成20年)には 6,317件と急増傾向にあります。

また、セクシュアル・ハラスメント等を含め 相談件数も多く、女性に対する人権侵害が顕在 化しています。

性別による人権侵害については、「福岡県男 女共同参画推進条例」において禁止されている ところですが、人権教育や啓発を通して、女性 の人権の尊重に努めるとともに、こうした行為 の防止や被害を受けた人に対する支援措置を講 じていく必要があります。

さらに、女性の活躍状況を示す国際指標であるジェンダーエンパワーメント指数は、2009年(平成21年)の国連報告で109か国中57位となるなど、諸外国に比べて低い結果となっています。女性が地域のリーダーとしての活躍や、事業運営を主体的に行う事例が増えてきていますが、まだ男女の意識の中には性による固定的役割分担に基づく慣行や習慣が残っています。

本町でも社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮が進むように、「築上町男女共同参画推進条例」の理念を踏まえ、女性の方針決定の場への参画など総合的な施策を推進していくことが求められています。

#### (施策の方向)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等が謳われ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが着実に推進されてきましたが、依然として、性に起因する暴力や性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱いなどの課題が残されており、こうした認識の下、「築上町男女共同参画推進条例」の理念を踏まえ、諸施策を総合的に策定・実施し、女性の人権が尊重される社会の実現に努めていきます。

DVやセクシュアル・ハラスメント等については、女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指し、福岡県等関係機関との連携の下、相談・支援体制の充実に努めます。

- 男女共同参画社会を実現するための環境 づくり
- 女性の人権が尊重される社会づくり
- 職場・家庭・地域における男女共同参画 の推進

ジェンダーエンパワーメント指数…女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。人間開発指数は人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、ジェンダーエンパワーメント指数は能力を活用する機会に焦点を当てている。具体的には、国会議員に占める女性の割合、専門職・技術職に占める女性の割合、管理職に占める女性の割合及び男女の推定所得を用いて算出している。

## 3 子どもに関する問題

#### (これまでの取り組み)

福岡県の子どもに関する施策は、次世代育成 支援対策推進法に基づき、2005年(平成17年) に福岡県次世代育成支援行動計画「出会い・子 育て応援プラン」(前期計画)を策定し、子育て 支援施策が推進されてきました。

しかし、計画策定後も少子化の一層の進行、 児童虐待の急増、子育て不安の深刻化等の子ど もや家庭を取り巻く環境は厳しさを増し、これ らの課題を踏まえ、2010年(平成22年)に「福 岡県次世代育成支援行動計画 (後期計画)」 (2014年度(平成26年度)までの5年間)が策定さ れ、子育て力の向上や児童虐待防止等の新たな 対応と施策の充実が図られました。

また、青少年施策としては、1991年(平成3年)に策定された「福岡県青少年プラン」に基づく青少年施策の推進、さらに2008年(平成20年)に、2012年度(平成24年)までの5年間を見据えた青少年行政の基本方向を示す「第3次福岡県青少年プラン」を策定し、青少年問題をはじめ、新たな状況に対応した総合的な施策が推進されてきました。

本町では平成22年(2010年)に、「築上町次世代育成支援対策推進後期行動計画」を策定し、すべての住民が子育てについての理解を深め、家庭、学校、地域がそれぞれ連携し、子育て支援の充実を図るために様々な施策を積極的に進めてきました。

## (現状と課題)

2008年(平成20年)の合計特殊出生率が全国では1.37となるなど近年の急激な少子化は、子ども同士のふれあいの機会を減少させ、自主性や社会性の育ちにくい状況をもたらすとともに、核家族化の進行などにより家庭の子育て力も低下しています。特に近年、地域における住民同士の交流やふれあいが少なくなり、地域社会全体で子どもを育て、保護していくという意識が薄れてきています。

また、社会が物質的に豊かになる中で、生活体験や自然体験などが少なくなり、他人への温かい思いやりや人間関係が希薄となり、情報化の進展等により自分で主体的に考えることが少なくなるなどの内面的なひずみも生まれています。

こうした状況の中で、重大な子どもの権利侵害である「児童虐待(保護者等による身体的・心理的虐待、養育の拒否・放任、性的虐待)」や、インターネットや携帯電話の著しい普及による有害情報の氾濫、出会い系サイトを介した事件等、子どもの人権が侵害されやすい環境になっています。児童買春・児童ポルノなど児童の性の商品化の問題も生じており、福岡県の児童相談所における児童虐待相談件数も近年急増するなど、少子化や児童虐待の問題に加え、子どもを取り巻く状況は依然として厳しいものがあります。

学校においては、いじめや不登校が依然として深刻な問題になっています。

合計特殊出生率…一人の女性が一生の間に生む平均の子どもの数。15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、人口を維持するために必要な水準は2.08とされている。

さらに、1951年(昭和26年)の「児童憲章」や1994年(平成6年)に批准された「子どもの権利条約」において、子どもは、児童の意見表明権などの権利行使の主体として保障されるべきものとなっていますが、依然として子ども自身が権利の主体として尊重されるという認識が十分ではありません。

子どもや青少年一人ひとりの人権を最大限に 尊重する中で、人権に関する正しい理解と認識 を深め、同時に他者の立場を尊重し、違いを個 性として認識できるような人として成育できる 環境づくりを推進する必要があります。

#### (施策の方向)

福岡県において、2005年(平成17年)に策定された福岡県次世代育成支援行動計画の「出会い・子育て応援プラン」前期計画、2010年(平成22年)に策定された後期計画に基づき、子どもや青少年の意思が尊重され、権利が保障された環境の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成育するための環境づくりを推進します。

同時に、児童虐待の未然防止や被虐待児が迅速かつ適切に保護され、心理的ケアや社会的自立、親子関係の再構築を支援するなど、子どもが安心・安全に暮らせる環境づくりの取り組みや家庭が発達段階に応じた適切な対応がとれるよう家庭教育の充実を図ります。

また、子育て家庭の孤立や子育ての負担感が、 児童虐待の要因の一つであることから、地域や NPOなど社会全体で子育て家庭を支援するシ ステムの構築を推進します。 さらに、青少年の自主性や主体性を尊重した 青少年育成施策を推進するとともに、非行の問 題行動やいじめ、不登校については、個々の事 象に対応できるよう相談指導体制の一層の充実 に努め、学校、家庭、地域社会の連携による総 合的な取り組みの充実を図ります。

子どもの健やかな成長を図るために、子ども にかかわるすべての人が、子どもの権利につい ての認識などを深めるよう啓発を推進します。

- 子どもの人権が尊重される社会づくり
- 子育ての支援
- 子どもたちが心豊かに育つ環境づくり
- 子どもの生命を護ります

NPO…非営利団体のこと。一般的には自発的・自主的に社会貢献活動に取り組む団体を指す。 なお、こうした団体に簡易な手続で法人格を付与すること等を目的とした特定非営利活動 促進法(NPO法)が 1998 年に施行された。

## 4 高齢者に関する問題

## (これまでの取り組み)

高齢者に関する施策については、高齢化の進展に伴う様々な課題に対応するため、2000年(平成12年)から介護を社会全体で支える仕組みとして導入された「介護保険制度」が社会システムとして定着する一方で、団塊世代の退職・高齢化や一人暮らし高齢者の増加、介護職員の離職率の高さなどの課題が明らかになってきました。

福岡県では、これらの状況を踏まえ、2006年(平成18年)に策定した「第4次高齢者保健福祉計画」について見直しを行い、2009年(平成21年)に「第5次福岡県高齢者保健福祉計画」を策定し、必要な介護サービス量の確保や良質な介護サービスの提供に取り組むとともに、壮年期からの健康づくり、高齢者が活躍する地域づくりの推進など、各種の高齢者保健福祉施策の積極的・総合的な展開に努めています。

本町においても、2007年(平成19年)に介護 保険事業計画を含む「築上町老人保健福祉計 画」を策定し、保健福祉サービスをはじめ、高 齢者の生きがい、雇用・就業機会の確保などの 施策を積極的に進めてきました。

## (現状と課題)

我が国の高齢化は急速に進行し、今後も更に 進行する見込みです。これに伴い、一人暮らし の高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、寝たきり、 認知症(痴呆)等の介護を要する高齢者が増加し ており、今後更に急増すると予測されています。 このような中、高齢者に対する身体的及び精 神的な虐待、身体拘束等により、高齢者の人権 が著しく侵害される深刻な問題が発生していま す。

サービス提供を担う介護人材を確保することは重要な課題です。しかしながら、介護職員については、離職率が高い、人材確保が難しい等の状況にあり、これは介護職員の賃金が低い等の処遇の問題が一因であると考えられます。

また、高齢者を年齢などにより一律に弱者として判断するといった誤った理解が、高齢者に対する偏見や差別を生み、働く意欲のある元気な高齢者についても、年齢制限等により、雇用・就業が制限され、社会参加や自立の機会を逃してしまう事例も発生しています。

#### (施策の方向)

高齢者がたとえ寝たきりや認知症等になっても、人間としての尊厳が守られ、できる限り自立して、社会とのかかわりを持ちながら生活できるよう「築上町老人保健福祉計画」等に基づき、介護サービスの提供基盤の整備や介護サービスの質の向上に努めます。

特に、認知症等により判断能力が不十分な高齢者については、権利の擁護を図るとともに、虐待防止のための相談指導体制の充実に努めます。

また、働く意欲のある元気な高齢者も確実に増加していくことから、生きがい対策だけでなく、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に参加できるよう社会参加に向けた取り組みを進め、社会参加の促進や社会福祉協議会の行う支援サービス事業の活用などによる雇用・就業機会の確保など、総合的な高齢者対策の推進に努めます。

さらに、障害者や高齢者の暮らしやすい町づくりを推進するとともに、高齢者の人権問題に 係る啓発活動の取り組みの推進に努めます。

- 高齢者の生きがい対策の推進
- 福祉サービスを利用しやすい環境づくり
- 地域福祉支援体制の整備
- 独居老人の見守り体制整備の推進
- 認知症高齢者施策の推進



## 5 障害者に関する問題

## (これまでの取り組み)

障害者に関する施策については、1981年(昭和56年)の「国際障害者年」を契機として、様々な取り組みが実施され、施策の着実な推進が図られてきました。

しかし、この間の社会生活環境の変化や障害 の重度・重複化、障害者の高齢化が進むなど状 況は大きく変化し、また、障害者自身の社会参 加・社会貢献への意欲も大きな高まりを見せて きました。

このため、国においては1993年(平成5年)に「障害者対策に関する新長期計画」「障害者基本法」が、1995年(平成7年)には「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が施行され、「障害者プラン」(ノーマライゼーション7ケ年戦略)が策定されました。また、これまでの障害福祉サービス体系を改め、一元的な制度の下でサービスの提供を図るため、2006年(平成18年)に障害者自立支援法が施行されました。

福岡県では、こうした国の動向を踏まえ、1982年(昭和57年)に「福岡県障害者福祉長期行動計画」、1995年(平成7年)には2003年度(平成15年度)までを計画期間とする「福岡県障

害者福祉長期計画」を策定し、それまでの取り 組みの成果を踏まえながら、2004年(平成16 年)には新たな障害者福祉長期計画(以下「新長 期計画」という。)を策定しました。そして、 これらに基づく各種の取り組みが推進されてい ます。

本町においては、2007年(平成19年)に「築 上町障害福祉計画」を策定し、障害者が住みや すい町づくりと、社会参加のしやすい環境づく りに向けた施策を積極的に進めてきました。

#### (現状と課題)

「ノーマライゼーション」や「バリアフリー」の考え方は、日常生活に浸透してきています。

障害者の「完全参加と平等」を実現するためには、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害のある人もない人も共に生活できるための環境整備と障害に対する正しい知識の普及や啓発の推進が必要です。

一方、障害者の自立意識や社会参加、生活向 上の意識は高まってきています。

ノーマライゼーション…デンマークのバンク・ミケルセンが、知的障害者の処遇に関して唱え、 北欧から世界へ広まった障害者福祉のための重要な理念。障害者を特別視するのではなく、 一般社会の中で普通の生活が送れるような条件整備をすべきであり、共に生きる社会こそ が正しい社会であるという考え方。

バリアフリー…高齢者や障害者が地域の中で普通に暮らせる社会づくりをめざすノーマライゼーションの理念に基づいて、物理的、心理的な障壁(バリア)を取り除いていこうという考え方。

しかしながら、障害についての十分な知識がないために、障害者やその家族に対して誤解や偏見が生じ、本人や家族が差別的な言動を受けるなどの人権侵害を受けたり、障害者の自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生しています。

特に精神障害者については、誤解や偏見がな お根強く、今後も施策の一層の推進が必要と なっています。

また、障害者自立支援法は障害者施策の縦割りの解消、施設及び在宅のサービス体系の見直しなど一定の評価ができますが、サービス利用時の自己負担等について障害者の不安が根強く残っています。

#### (施策の方向)

障害者がライフステージのすべての段階において、社会、経済、文化等各分野にわたり平等に参加、活動することのできる社会の実現を図るため、「障害者基本計画」に基づき、今後とも、障害及び障害者に対する「理解と交流の促進」に向けたふれあい、交流の場づくりの推進や、福祉のまちづくりの推進などの生活環境の整備、雇用・就業機会の確保等の自立支援を推進するとともに、障害及び障害者に対する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止等と障害者の権利擁護に向けた取り組みを推進します。

また、今後の障害者に対する支援のあり方は、「障害の有無にかかわらず、住民だれもが相互に人格と個性を尊重し、パートナーとして支え合う共生社会の実現」を目指す「ノーマライゼーション」を基本理念として、「施設や病院から地域生活への移行の促進」、「障害者が安心して暮らせる生活基盤の整備」が大きな方向性となってくるため、本町では、こうした状況の変化を十分に勘案しながら、今後の施策を推進します。

- 正しい理解と認識のための啓発の推進
- 自立と社会参加の推進
- 職業的自立の支援
- 障害児教育の充実
- 地域生活支援体制等の整備

ライフステージ…幼児期、児童期、青年期、老年期等、人生の様々な家庭における生活史 上の各段階のこと。

## 6 外国人に関する問題

#### (これまでの取り組み)

福岡県の外国人(外国籍県民)に関する施策は、2002年(平成14年)に「福岡県国際化推進プラン」を策定し、県民の国際理解の促進、外国籍県民が暮らしやすい環境の整備、共に暮らす地域づくりのための取り組みを推進しています。

本町においては、これまで小・中学生を中心 とした国際理解教育等、国際化に対応した社会 環境づくりを進めてきました。

#### (現状と課題)

福岡県における外国人登録者数は、2010年(平成22年)末で52,750人と福岡県人口の1%を超えており、全国平均の1.63%より、低い比率となっています。その中で、中国の人々が多く、次いで韓国・朝鮮、フィリピン、アメリカなどの人々となっています。近年では韓国・朝鮮の人々の数が減少する中で、中国、ベトナム、ネパールの人々を中心に、新たに渡日した外国籍県民の数が年々増加しています。

本町における外国人登録者数は、多くありませんが、国際結婚による韓国・朝鮮籍以外の外 国人登録者も増えています。

新たに日本で生活することになった外国籍の人々については、言葉や生活習慣の違いから、住居、保健・医療、教育、労働、地域との交流など、日常生活を送る上で様々な問題が指摘されています。また、過去の歴史や相互理解が不十分であることによる偏見や差別などの問題もあります。

また、従来から福岡県内に生活基盤を持つ外 国籍の人々についても、公的年金や教育、住居、 就労、結婚などの問題が指摘されています。特 に在日韓国・在日朝鮮の人々に対しては、日本 国籍を取得した人も含めて、依然として人権侵 害が発生している状況です。

さらに、最近では国際結婚により生まれた子どもが増えてきていることを踏まえ、これらの環境に育つ子どもの母語・母国文化教育の充実、外国語で受診できる医療機関の整備など地域に定着するための生活支援がますます必要となってきています。

多国籍化・多民族化が進展する中で、外国籍 住民が快適で安心・安全に暮らせる地域づくり を推進するとともに、相互に理解を深め、人権 を尊重し共生していく社会を築いていくことが 重要になっています。

#### (施策の方向)

住民一人ひとりが国際理解を深め、世界の 人々と交流し、協力し合っていくことは自らの 人生をより豊かにすることです。また、外国籍 住民が住民の一員として地域づくりに参画し、 多様な感性や能力を発揮することは、地域の活 性化や国際化の大きな力となります。

今後とも、住民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合う「心の国際化」を推進するとともに、各種審議会等への参加機会の拡大を図り、その意見の反映に努めながら、福岡県をはじめ、関係機関やNPO等との連携・協働による共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

また、外国籍住民の人権についての正しい理解と認識を広げるため、引き続き福岡県と連携を図りながら、効果的な啓発の取り組みを推進します。

- 国際理解のための啓発推進
- 住みやすい環境づくり
- 国際理解教育の推進



# 7 HIV感染者・ハンセン病患者 等に関する問題

## (1) H I V 感染者

#### (これまでの取り組み)

HIV感染者・エイズ患者に対する偏見や差別が根強く存在していることから、世界保健機関(WHO)では、毎年12月1日を「世界エイズデー」と定め、世界的レベルでのHIV感染症・エイズまん延防止と患者・感染者に対する偏見や差別の解消に取り組んでいます。

福岡県においても、HIV感染者・エイズ患者が偏見や差別により、様々な困難に直面していることから、関係機関や団体と福岡県エイズ対策専門委員会を設置され、エイズに対する正しい知識の普及、偏見や差別をなくすための啓発活動など、HIV感染者・エイズ患者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取り組みが推進されています。

本町においては、学校教育、社会教育などを 通し、生命の尊厳や人権尊重を基盤としたエイ ズ教育の推進に努めてきました。

#### (現状と課題)

新規HIV感染者・エイズ患者報告数は増加傾向にあり、特に最近の傾向として、日本人男性の同性間及び異性間性的接触による感染の広がりが顕著になってきているという特徴がありますが、広く男女を問わず若年層の性的接触による感染が拡大している状況です。

また、HIV感染者・エイズ患者に対する偏見や差別が、感染者を潜在化させ、その結果さらなる感染の拡大につながる危険性も指摘されており、こうした偏見や差別が感染者の就労などの社会生活に影響するといった問題もあります。

HIVについて無関心の問題も存在することから、HIVに対する正しい知識を広く普及させる施策の一層の充実が求められます。

#### (施策の方向)

HIV感染者・エイズ患者が若年層に広がる傾向にあることから、学校教育や社会教育においてもHIVに対する正しい知識の普及を推進するとともに、偏見や差別をなくすための啓発活動や、HIV感染者・エイズ患者が採用時や職場内において、不当な取扱いを受けないための啓発活動を進め、HIV感染者・エイズ患者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取り組みを推進します。

- HIV…ヒト免疫不全ウイルスのこと。HIVは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳のなかに存在し、性行為、母子感染、麻薬のまわしうちなどの血液感染によって感染する。HIVは、免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして免疫力が低下すると、さまざまな感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる。
- エイズ…後天性免疫不全症候群のこと。HIVに感染することによって(後天性)、病原体に対する、人間に本来備わっている抵抗力(免疫)が、正常に働かなく(不全)なることによって発症する様々な病気(症候群)の総称。

## (2) ハンセン病患者

#### (これまでの取り組み)

ハンセン病患者に対しては、古くから施設入 所を強制する隔離政策がとられてきました。

1996年(平成8年)に隔離を主体とした「らい 予防法」は廃止され、更に、2001年(平成13年)には「らい予防法」の下に国が行ったハン セン病患者・元患者に対する隔離政策について、 国の責任を認める司法判断がなされました。こ れを受けて国は隔離政策の誤りや人権侵害を認 めて謝罪し、患者・元患者の名誉回復や福祉対 策の向上に関する措置を盛り込んだ「ハンセン 病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関 する法律」を成立させました。

本町においては、これまで関係機関と連携し、 ハンセン病に関する正しい知識の普及と、偏見 や差別をなくすための啓発に取り組んできまし た。

#### (現状と課題)

ハンセン病は、外見上の明らかな変化と慢性 の経過をたどりながら重症化するために、治療 法の確立がされていなかった時代には、特殊な 疾病として取り扱われ、患者本人にとどまらず 家族に対しても、様々な偏見や差別が加えられ てきました。ハンセン病の菌の感染力は極めて 微弱で、早期発見と早期治療により完治する病 気です。 「らい予防法」は廃止されましたが、2003年(平成15年)においても、ハンセン病元患者の宿泊拒否問題が生じるなど、未だに以前同様の根深い社会的な偏見や差別が存在しており、ハンセン病に関する正しい知識を広く普及させる施策の充実が必要です。

#### (施策の方向)

今後とも、ハンセン病に関する正しい知識を 普及させ、偏見や差別を一刻も早く解消するた め、積極的な啓発活動を推進します。

- 教育・啓発活動の推進
- 患者等の人権に配慮した相談・支援体制等の整備

ハンセン病…ノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚 や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法が確立され、 適切な治療により完治する。

## 8 さまざまな人権問題

これまでに記述した以外にも、次に掲げるような様々な人権問題が存在しています。

### ○ 犯罪被害者等に対する人権侵害

犯罪の被害者は、事件による直接的な被害だけでなく、刑事手続の過程等で受ける精神的被害や様々な経済的負担などの二次的被害を受けています。

現在、政府をはじめ、司法機関、民間被害者 支援団体等の各層で被害者支援のための様々な 取り組みが推進されるなど、被害者支援に係る 社会的気運が高まっていますが、被害者のニー ズは生活上の支援をはじめ医療、裁判に関する こと等極めて多岐にわたっていることから、さ らに、司法、行政、医療、民間被害者支援団体 等の関係機関・団体が相互に連携した活動が求 められています。

今後とも、警察をはじめ関係機関と連携し、 地域全体が被害者をサポートできる環境づくり に努めます。

#### ○ インターネットによる人権侵害

インターネットの急速な普及は、利用者に大きな利便性をもたらす一方で、その匿名性を悪用してインターネット上の掲示板に基本的人権を侵害する書き込みが増加するなど、差別を助長し重大な人権侵害を引き起こしています。

また、インターネットを通して大量の個人情報が流出するなどの事件が多発しており、プライバシーに関する不安も高まっています。

こうした状況を考慮し、国においては、 2002年(平成14年)の「特定電気通信役務提供 者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示 に関する法律(プロバイダ責任制限法)」の施 行により、インターネット上の掲示板における 権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管 理者等に促し被害者救済を図っています。

利用者一人ひとりが、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任等の正しい理解と認識を持つことが必要です。

特に児童生徒に対しては、学校、家庭、地域が連携して、インターネットの利用に際してのルールやマナーの指導を徹底することにより、情報を正しく見極め、責任を持って情報を発信するための教育や啓発の推進に努めます

# ○ 刑を終えて出所した人々に対する 人権侵害

刑を終えて出所した人々に対しては、本人に 更生の意欲があっても、住民の意識の中に根強 い偏見、差別意識等があり、親族であっても身 元の引受けが難しいことや、就労、住居の確保 などの問題が存在しています。刑を終えて出所 した人々が、地域の人々の理解と協力を得て社 会復帰ができるよう、啓発の推進に努めます。

## ○ アイヌの人々に対する人権侵害

アイヌ民族には独自の豊かな文化がありますが、今日では文化、言語、生活様式は充分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にあります。1997年(平成9年)には「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行されていますが、いまだ民族としての尊厳回復には至っていません。アイヌの人々への理解不足から、偏見や差別が依然として存在しています。民族としての誇りや先住性に留意し、アイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発の推進に努めます。

# ○ ホームレス(野宿生活者)の人々に 対する人権侵害

経済のグローバル化や雇用構造の変化、所得格差の拡大などにより、多重債務を抱えるなどの理由から、ホームレスの人々が増加しており、新たな人権課題となっています。ホームレスの人々は、路上、公園、河川敷、海岸などさまざまな場所に暮らし、ときに他の地域へ移動しながら生活しており、広域的な対策が必要となります。特に中高年層が多いことから、健康維持対策が求められています。

2002年(平成14年)には「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、自立支援へ向けて取り組まれていますが、ホームレスの人々に対する差別や偏見による人権侵害も増えており、犯罪や悲惨な事件に発展する場合もあります。雇用の確保、自立支援をはじめ、ホームレスの人々への差別や偏見をなくすために町民への啓発を行うことが大変重要です。ホームレスの人々の問題は広域的に施策を実施していく必要があるため、福岡県や関係機関と連携を図って支援していきます。

# 性同一性障害者や性的指向者に 対する人権侵害

生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が、一致しないために社会生活に支障をきたしている性同一性障害の人々がいます。2003年(平成15年)には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行されましたが、いまだ偏見や差別があります。

性的指向とは性的意識の対象が異性、同性または両性のいずれかに向かうかを示す概念のことで、異性愛、同性愛、両性愛を指します。同性愛者などに対する偏見は根強く、社会生活の中で差別されることがあります。

性同一性障害者等に対する偏見・差別をなく すため正しい理解を深めるため、啓発を推進す ることが大切です。

## ○ 北朝鮮当局による拉致問題

2002年(平成14年)に行われた日朝首脳会談において北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)が公式に拉致を認め、交渉の結果、5人の拉致被害者の帰国が24年ぶりに実現しました。

国は拉致問題を日朝間の最優先課題と位置づけ、拉致被害者のうち一部が帰国しましたが、 それ以外の人は正確な情報がないまま安否確認 すらなされていない状況があります。

また帰国した被害者の家族は依然として北朝 鮮に残されたままであり、離ればなれの生活を 余儀なくされています。

この重大な人権の侵害である、拉致問題についての町民の意識啓発を図るよう努めます。

## ○ その他の人権問題

以上の類型に該当しない人権問題,例えば、福島原子力発電所事故による放射線被ばくに関する風評被害の人権侵害など、新たな人権問題が発生しています。これらについては、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行います。

さらに福岡県内には、同和問題や在日韓国・ 在日朝鮮の人々が、歴史的経過によって教育を 受ける権利を奪われてきたという基本的人権に かかわる識字の問題があります。また近年では 新たに渡日した外国人の識字の問題も指摘され ています。

本町においても、同和問題に起因して教育を受けられなかった方々を対象に識字教室を開催し、この問題解決に向け取り組んできた経過がありますが、2003年(平成15年)から「国際識字の10年」の取り組みが推進されており、国や福岡県の動向、また住民のニーズ等も踏まえ、この問題の解決に向け、取り組みを推進します。なお、人権問題はこの範囲にとどまるものではありません。本町としては、以上に述べてきた以外の人権問題も含め、常にその状況に留意し、この計画を通して取り組みを推進します。

# 第5章 計画の推進

### 第5章 計画の推進

## 1 指導者の養成

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、 住民の身近なところで、様々な人権に関する課 題について正しい理解と認識を深め、人権教 育・啓発を推進していく指導者が大きな役割を 果たします。

そのためには、町の推進体制の確立を図り、指 導者育成のため、指導者養成講座や資料等の作 成に努めます。

## 2 人権教育・啓発資料等の整備

人権教育・啓発を推進するためには、何より も、効果的な学習教材や啓発資料等が必要であ るため、今後とも、これまで取り組まれてきた 実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえ ながら、対象者の発達段階や知識、習熟度に応 じた学習教材・啓発資料等の開発に努め、保育 園(所)・幼稚園、学校、地域社会、家庭、企 業・職場など生涯のあらゆる場面で人権につい て学ぶことができる条件の整備を推進します。

また、学習教材・啓発資料等の開発に当たっては、日常生活の中で、当然のこととして受け入れてきた日本特有の風習や世間体などの身近な問題を人権尊重の視点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えることを促したり、人権上大きな社会問題となった事例をタイミング良く取り上げ、興味や関心を呼び起こすなどの創意工夫に努めます。

# 3 効果的な手法による人権教育・啓発 の実施

人権教育・啓発は、生涯にわたる長期的な過程であり、様々な立場の人々を対象とするものであることから、その活動を効果的に推進していくためには、対象者の理解の程度に応じて、ねばり強くこれを実施することが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であることから、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階や地域の実情等に応じ、学校教育、社会教育が相互の連携を図りながら推進できるよう、学校・地域社会・家庭で人権教育に携わっている教職員や社会教育関係者、保護者向けの人権教育資料を有効に活用して取り組みます。

また、人権啓発については、対象となる住民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、身近な問題をテーマとして、インターネットなどの新たなメディアを積極的に活用するとともに、同和問題啓発強調月間(7月1~31日)、人権週間(12月4~10日)に集中的かつ重点的な取り組みを行うとともに、日常的に人権教育啓発活動を行い、人権尊重に関する社会的気運の醸成に努めます。更に、人権感覚や感性を体得するという観点から、対象者が主体的・能動的に参加できる手法(例えば各種コンクール・ワークショップなど)も具体的に検討し、住民が身近な問題として、差別や人権について自由に語り、学ぶことのできる明るく、親しみの持てる内容となるよう工夫します。

ワークショップ…もともとは「作業場」「工房」などの意味。WORK(身体を動かす)+SHOP(自分で作ったものを公開する場)、つまり参加者が主体的に活動をしながら問題意識を高め、多くの人々と積極的に交流することによって、自分自身の中に新しい「気づき」を得るための場のこと。受け身の講義形式とは異なり、参加者自ら積極的に問題意識を持って参加することが望まれている。

### 4 隣保館事業の充実

人権センターは、地域社会全体の中で福祉の 向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれ たコミュニティセンターとして、生活上の各種 相談事業や人権課題の解決のための各種事業を 総合的に行っていますが、今後は更にこの隣保 館事業の充実に努めます。

## 5 町職員や各種団体等の研修の充実

町職員については、それぞれの職務に応じ、 人権意識を高めるための研修の充実に努めると ともに、直接町民に接する業務や人権問題にか かわりのある業務を担当する課をはじめ、すべ ての部署において、施策・事業毎の人権尊重の 視点に立った取り組み課題の整理とその周知の ための職場での啓発・研修の充実に努めます。

また自治会は住民で組織されているため、住 民意識の高揚を図るには自治会を通して人権啓 発を行う方法が最も有効です。そのためには、 各自治会へ人権啓発推進委員の役職を創設して、 人権啓発推進委員を通して地域への人権教育・ 啓発活動を展開していくよう努めます。

さらに、学校や医療・保健・福祉等の関係者 に対しては、人権意識を高めるための研修や教 育の充実を促すとともに、社会教育団体等の人 権意識を高める啓発の強化を図ります。

# 6 福岡県、近隣市町村、関係団体等と の連携

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進する ためには、福岡県、近隣市町村及び関係団体と の有機的な連携が不可欠です。

本町においては、築上町人権・「同和」教育研究会などを通して、行政機関と民間団体等が連携・協力し、様々な人権教育・啓発活動を展開していきます。

## 7 基本指針の見直し

今後の人権問題を取り巻く国際的な動向や我 が国の状況、また社会環境の変化等があった場 合には、「築上町同和問題早期解決と人権擁護 に関する委員会」に提言を求め、必要に応じて 見直しを行います。

## 世界人権宣言

1948年12月10日 第3回国際連合総会採択

#### 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、 世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏み にじった野蛮行為をもたらし, 言論及び信仰の自由が受けられ, 恐怖及び欠乏のない世界の到来 が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段と して反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要 であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、 国連憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、 かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、 加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成する ことを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするため にもっとも重要であるので、よって、ここに、国連総会は、社会の各個人及び各機関が、この世 界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある 地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びに それらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保するこ とに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人 権宣言を公布する。

#### 第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。 人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。 第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

#### 第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

#### 第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形 においても禁止する。

#### 第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

#### 第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を 受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そ のような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

#### 第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

#### 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

#### 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立 の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

#### 第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

#### 第12条

何人も,自己の私事,家族,家庭若しくは通信に対して,ほしいままに干渉され,又は名誉 及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて,このような干渉又は攻撃に対して法 の保護を受ける権利を有する。

#### 第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

#### 第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする 訴追の場合には、援用することはできない。

#### 第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されること はない。

#### 第16条

1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家族は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

#### 第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

#### 第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念 を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及 び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### 第19条

すべて人は, 意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は, 干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により, また, 国境を越えると否とにかかわりなく, 情報及び思想を求め, 受け, 及び伝える自由を含む。

#### 第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第21条

- 1 すべての人は,直接に又は自由に選出された代表者を通じて,自国の政治に参与する権利 を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正 な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなけ ればならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行なわな ければならない。

#### 第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際 的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展と に欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

#### 第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業 に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権 利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公 正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受け ることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を 有する。

#### 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利 を有する。

#### 第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉 に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他 不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると 否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

#### 第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

#### 第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### 第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

#### 第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利 及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認 めるものと解釈してはならない。

## 日本国憲法(抄)

昭和21年11月3日公布

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、 政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と 対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

### 第3章 国民の権利及び義務

- 第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。
- 第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本 的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。
- 第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持 しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉の ためにこれを利用する責任を負ふ。
- 第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利 については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
- 第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
  - 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
  - 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを 有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。
- 第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
  - 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
  - 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
  - 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し 公的にも私的にも責任を問はれない。

- 第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その 他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別 待遇も受けない。
- 第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、 国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。
- 第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。
- 第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。
- 第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を 受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
  - 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
  - 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。
- 第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
  - 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
- 第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
  - 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。
- 第23条 学問の自由は、これを保障する。
- 第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
  - 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。
- 第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
  - 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
- 第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
  - 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義 務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
- 第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
  - 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
  - 3 児童は、これを酷使してはならない。
- 第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。
- 第29条 財産権は、これを侵してはならない。
  - 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
  - 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。
- 第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。
- 第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はそ の他の刑罰を科せられない。
- 第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

- 第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且 つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。
- 第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。
- 第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。
  - 2 捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。
- 第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁止する。
- 第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利 を有する。
  - 2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。
  - 3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人 が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。
- 第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。
  - 2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
  - 3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰 を科せられない。
- 第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上 の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。
- 第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

#### 第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

## 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年法律第147号)

(目 的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信 条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢 にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民 の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的と する。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、 人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深める ことを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)に のっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏ま え、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権 教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に 係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。 附 則

(施行期日)

- 第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の 属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。 (見直し)
- 第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律 第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策 の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直 しを行うものとする。

### 築上町同和問題の早期解決と人権擁護に関する条例

(平成18年条例第86号)

(目 的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定める日本国憲法の理念及び同和対策審議会答申の精神にのっとり、最も深刻にして重大な社会問題である部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されていることにかんがみ、速やかに、部落差別等の撤廃と人権擁護を図り、もって人権尊重を基調とする、差別のない心豊かで明るい築上町の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の課題)

第3条 町民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らも部落差別をはじめ人権侵害に関する行為をしない・させないように努めるものとする。

(町の施策の推進)

- 第4条 町は、基本的人権を擁護し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすために必要な施 策について、町民、関係団体等と協力のうえ、推進に努めるものとする。
  - 2 前項の施策の策定及び推進に反映させるため、総合的かつ計画的に実態調査、意識調査等 を行うものとする。

(啓発活動の充実)

第5条 町は、町民の人権意識の普及高揚を図るため、関係団体等と連帯のうえ、人権啓発活動 を積極的に推進し、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第6条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策を効果的に推進するため、 国、県、関係団体等と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(委員会の設置)

- 第7条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための重要事項について調査及び審議するため、築上町同和問題早期解決と人権擁護に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(委 任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

## 築上町同和問題の早期解決と人権擁護に関する規則

平成18年規則第69号

(趣 旨)

第1条 この規則は、築上町同和問題の早期解決と人権擁護に関する条例(平成18年築上町条例 第86号。以下「条例」という。)に基づき、条例第1条の目的達成のために必要な事項を定め るものとする。

#### (啓発活動の推進)

第2条 町は、条例第5条に規定する啓発活動の充実のため、教育活動、文化活動、広報活動等を通じて、同和問題に関する知識の普及啓発及び人権思想の高揚に努め、部落差別をはじめ、あらゆる差別に係る人権侵害の発生を防止し、差別を許さない基本的人権を擁護することができる社会環境を醸成するとともに、人権啓発指導者の育成及び人権運動団体等との協力を図り、自主的研究団体を育成強化する。

#### (実態調査)

第3条 町は、条例第6条に規定する施策を推進するため、地域の実態について継続的に把握するため、必要に応じて調査を行うこととし、その結果を町の施策に反映させるものとする。

#### (委員会の組織)

- 第4条 条例第7条に規定する築上町同和問題早期解決と人権擁護に関する委員会(以下「委員会」という。)は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
  - (1) 行政
  - (2) 町議会議員
  - (3) 教育委員会
  - (4) 関係地区代表者
  - (5) その他町長が必要と認める者
  - 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 委員は、その任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお、その職務 を行う。

#### (委員長等)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。
  - 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
  - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理 する。

(委員会の会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
  - 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
  - 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、人権課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成18年1月10日から施行する。

附 則(平成22年3月18日規則第6号)

この規則は、平成22年3月18日から施行する。

## 資料6

## 「築上町人権教育・啓発指針」審議経過

## 平成23年

月 日	審議内容		
2月25日	町長が「築上町人権教育・啓発指針」について「築上町同和問題早期解決と人権 擁護に関する委員会」委員長へ諮問。		
2月28日	築上町人権教育・啓発基本指針(案)について概略説明を行う。 第1章を審議し、意見等があれば次回会議で問題提起を行うことになった。		
3月30日	第1章を審議。障害の「害」の表記について議論する。 その他、一部を審議会の意見により修正する。 第2章を審議し、意見等があれば次回会議で問題提起を行うことになった。		
5月27日	第2章を審議。審議会の意見により一部を修正する。 第3章のを審議し、意見等があれば次回会議で問題提起を行うことになった。		
7月14日	第3章の一部を審議。審議会の意見により一部を修正する。 第4章の一部について、意見等があれば次回会議で問題提起を行うことになった。		
9月 2日	第4章の一部残りを審議。審議会の意見により一部を修正する。 第4章の一部残りについて、意見等があれば次回会議で問題提起を行うことに なった。		
10月28日	第4章の一部残りを審議。審議会の意見により一部を修正する。 人権課題の一部を、もう少し詳細に記述するよう意見が出された。 第4章の一部残りについて、意見等があれば次回会議で問題提起を行うことに なった。		
12月19日	人権課題の一部を、もう少し詳細に記述するよう意見が出されたため、新しい内容を記述した第4章の一部についてを審議。 第5章について、意見等があれば次回会議で問題提起を行うことになった。		

## 平成24年

1月	30日	第1章から第5章まで全体を通して審議する。
2月21日		「築上町同和問題早期解決と人権擁護に関する委員会」委員長が、町長へ「築上町人権教育・啓発指針」について意見を付して答申。

## 築上町同和問題早期解決と人権擁護に関する委員会名簿

H22.4.1~H24.3.31

区分		委 員 往	 名	
行 政	行政代表	   町総務課長 	委員	吉留正敏
町議会議員	町議会議員代表	町議会厚生文教常任 委員会副委員長	委員	武道修司
教育委員会	教育委員会代表	   教育長 	副委員長	神宗紀
関係地区 代表者	部落解放同盟代表	部落解放同盟豊前築上 地区協議会書記長	委 員	吉 元 秀 成
	全日本同和会代表	全日本同和会福岡県連合 会築上支部長	委員	佐々木 信 利
その他 町長が必要と 認める者	町人権・[同和」教育 研究会代表	築上町人権・「同和」 教育研究会会長	委員長	吉留平治
	子ども会育成会代表	子ども会育成連絡協議会 会長	委員	濱田正治
	障害者団体代表	身体障害者福祉会副会長	委 員	中野時男
	老人会代表	老人クラブ連合会理事	委員	山 﨑 眞 小 野 博 敏
	民生委員児童委員代表	民生委員児童委員協議会 副会長	委 員	正 野 秋 郎
	人権擁護委員代表	人権擁護委員	委 員	白 川 義 孝
	男女共同参画代表	男女共同参画ネット	委員	宗 晶子
	保育所連盟代表	保育所連盟代表	委員	田原静香竹本郁世
	自治会代表	自治会長会会長	委 員	吉 元 正 二

# 築上町人権教育・啓発基本指針

2012年(平成24年) 3月

築上町役場 人権課(築城支所内)

〒829-0392 福岡県築上郡築上町大字椎田891-2

TEL 0930-56-0300 FAX 0930-56-1405

(築城支所)

〒829-0192 福岡県築上郡築上町大字築城1096

TEL 0930-52-0001 FAX 0930-52-2786